

広島祥門会会則

(名称)

第1条 本会は、広島祥門会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、福岡県福岡市に本部がある合気道祥平塾傘下の道場として、2007年11月17日に開設する。合気道の稽古を通して菅沼守人先生の心と技を学び、知、徳、体のバランスが取れた人間育成に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を実施する。

- (1) 合気道の稽古
- (2) 合気道祥平塾直轄道場並びに傘下道場との交流

(会員)

第5条 本会の会員は、以下の者とする。

- (1) 本会の目的に賛同し、入会した者。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表者に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、別途定める「広島祥門会会費規則」に基づき、会費を納めなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表者に提出し、任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会は次の役員を置く。

- (1) 代表者
- (2) 運営責任者
- (3) 指導責任者
- (4) 会計責任者

2 第1項(1)に定める役員は、総会にて選出の上、合気道祥平塾の菅沼守人師範の了承をもって

決定する。

3 第1項(2)～(4)に定める役員は、総会にて選出する。

4 第1項(1)～(4)に定める役員は、他の役員を兼務することができる。

(指導員)

第10条 第9条(1)～(3)の役員は、会員の内、次の各号を満たす者を、第4条(1)に定める活動の指導員として任命する。

(1) 第3条に定める会の目的を理解し、その達成のため行動していると認められる者

(2) 合気会所属の有段者

(職務)

第11条 代表者は、本会を代表し、第4条に定める本会の活動を統括すると共に、総会の開催及び、会の目的達成のため、積極的に合気道祥平塾の直轄道場並びに参加道場での稽古と交流を行う。

2 運営責任者は、会長を補佐し、会及びその活動の円滑な運営を図る。

3 指導責任者は、稽古における指導を統括する。

4 会計責任者は、会の活動並びに維持に必要な費用の適切な運用、管理を行う。

5 役員は、総会の議決が不要な事項及び、必要であるが、緊急に決定を要する事項の決定を行う。

(代行)

第12条 やむを得ない事由により役員がその職務を遂行できない場合、代表者はその職務を代行する者を指名することができる。

2 代行者がその職務を遂行できない場合、他の役員がその職務を代行する。代行の順位は、第9条の(2)から(4)に記載の順とする。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、総会の決定に基づき、これを解任することができる。

(1) 心身の故障等により、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 転居等により、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(3) やむを得ない事由もなく職務の遂行を怠たり、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(総会)

第14条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。但し、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 会費規則の変更

(3) 解散

(4) 役員を選任または解任

(5) その他会の運営に関する重要事項

- 3 議決する事項の実施は、総会において、代表者並びに出席者の3分の2以上の賛成がなければならぬ。

(活動報告書並びに決算)

第15条 代表者は、毎活動年度終了後1ヶ月以内に活動報告書を、会計責任者は収支報告書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(活動年度)

第16条 本会の活動年度は1月1日から12月31日までとする。

(委任)

第17条 この会則に定めない事項は、総会の議決を経て、代表者が別に定める。

(変更)

第18条 この会則は、総会において代表者並びに出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則

本会則は、平成27年6月1日より施行する。